

議案第73号

境港市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

境港市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月13日 提出

境港市長 伊達憲太郎

境港市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(境港市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 境港市一般職の職員の給与に関する条例(昭和31年境港市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の100を」を「100分の105を」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に、「100分の100」を「100分の105」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

第26条第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に、「100分の120」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員 区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600

56	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
55	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
54	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
53	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
52	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
51	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
50	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
49	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
48	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
47	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
46	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
45	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
44	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
43	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
42	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
41	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
40	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
39	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
37	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
36	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
35	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
34	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
33	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
32	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
31	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
30	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
29	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
28	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
27	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
26	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
25	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
24	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	
23	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	
22	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	
21	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	
20	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	

57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		

94		295,900	343,600					
95		296,200	344,100					
96		296,600	344,500					
97		296,800	344,700					
98		297,100	345,100					
99		297,500	345,500					
100		297,900	345,800					
101		298,100	346,100					
102		298,400	346,500					
103		298,800	346,900					
104		299,100	347,300					
105		299,300	347,800					
106		299,600	348,200					
107		300,000	348,600					
108		300,300	349,000					
109		300,500	349,500					
110		300,900	349,900					
111		301,300	350,200					
112		301,600	350,500					
113		301,800	351,000					
114		302,000						
115		302,300						
116		302,700						
117		302,900						
118		303,100						
119		303,400						
120		303,700						
121		304,100						
122		304,300						
123		304,600						
124		304,900						
125		305,200						
定年前再任用 短時間勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200

第2条 境港市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に、「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

第26条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

(境港市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 境港市特別職の職員の給与に関する条例(昭和36年境港市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第4条 境港市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(境港市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第5条 境港市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成20年境港市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第6条 境港市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(境港市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第7条 境港市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年境港市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の165」を「100分の170」に改める。

別表第1中「376,000」を「380,000」に、「422,000」を「427,000」に、「472,000」を「477,000」に、「533,000」を「539,000」に、「608,000」を「615,000」に改める。

(境港市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第8条 境港市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年境港市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項及び第23条第2項中「100分の125」を「100分の135」に改める。

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第7条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の境港市一般職の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）別表第1の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 新給与条例第23条第2項及び第26条第2項の規定、第3条の規定による改正後の境港市特別職の職員の給与に関する条例の規定、第5条の規定による改正後の境港市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定並びに第8条の規定による改正後の境港市会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。
- 4 前2項の規定にかかわらず、令和5年4月1日から令和5年11月30日までの間に退職した職員については、この条例による改正後の境港市一般職の職員の給与に関する条例、改正後の境港市特別職の職員の給与に関する条例及び改正後の境港市会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定は適用しない。

### (給与等の内払)

- 5 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
- 6 境港市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例においては、前項中「給与」とあるのは「期末手当」と読み替えるものとする。

(参 考)

## 主 な 内 容

### 1 一般職の職員の期末勤勉手当及び給料表の改正（第1条関係）

#### (1) 期末勤勉手当の改正

	[改正前]		[改正後]
期末手当	100分の120 (100)	⇒	100分の125 (105)
勤勉手当	100分の100 (120)	⇒	100分の105 (125)

※括弧内は、特定管理職員

#### (2) 給料表の改正

一般職の給料を平均1.1%引上げ

初任給を始め若年層に重点を置き引上げ（高卒初任給7.8% 12,000円）

### 2 一般職の職員の期末勤勉手当の改正（第2条関係）

	[改正前]		[改正後]
期末手当	100分の125 (105)	⇒	100分の122.5 (102.5)
勤勉手当	100分の105 (125)	⇒	100分の102.5 (122.5)

※括弧内は、特定管理職員

### 3 特別職等の期末手当の改正（第3条及び第5条関係）

	[改正前]		[改正後]
12月分	100分の165	⇒	100分の175

### 4 特別職等の期末手当の改正（第4条及び第6条関係）

	[改正前]		[改正後]
6月分	100分の165	⇒	100分の170
12月分	100分の175	⇒	100分の170

### 5 特定任期付職員の期末手当及び給料表の改正（第7条関係）

	[改正前]		[改正後]
期末手当	100分の165	⇒	100分の170

### 6 会計年度任用職員の期末手当の改正（第8条関係）

	[改正前]		[改正後]
期末手当	100分の125	⇒	100分の135



7 施行期日等

公布の日。ただし、2、4及び5は令和6年4月1日

1(2)は、令和5年4月1日から適用

1(1)、3及び6は、令和5年12月1日から適用

議案第74号

境港市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

境港市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月13日 提出

境港市長 伊達 憲太郎

## 境港市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

境港市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年境港市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「期末手当及び退職手当」を「期末手当、勤勉手当及び退職手当」に、「期末手当及び費用弁償」を「期末手当、勤勉手当及び費用弁償」に改める。

第14条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第1項及び第2項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とする。

第14条の次に次の1条を加える。

（第2号職員の勤勉手当）

第14条の2 給与条例第26条（第4項を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上の第2号職員について準用する。

2 任期の定めが6月に満たない第2号職員の一会計年度内における第2号職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該第2号職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上の第2号職員とみなす。

3 当該会計年度の6月に勤勉手当を支給する場合において、当該会計年度の前会計年度の末日まで第2号職員として任用され、同日の翌日に第2号職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと当該前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上の第2号職員とみなす。

第23条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第1項及び第2項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とする。

第23条の次に次の1条を加える。

（第1号職員の勤勉手当）

第23条の2 給与条例第26条（第4項を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上の第1号職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第26条第2項第1号中「それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）以前6月以内の第1号職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額」とする。

2 任期の定めが6月に満たない第1号職員の一会計年度内における第1号職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該第1号職員は、当該会計

年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上の第1号職員とみなす。

- 3 当該会計年度の6月に勤勉手当を支給する場合において、当該会計年度の前会計年度の末日まで第1号職員又は第2号職員として任用され、同日の翌日に第1号職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと当該前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上の第1号職員とみなす。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
（境港市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）
- 2 境港市職員の育児休業等に関する条例（平成4年境港市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。」を「職員」に改める。

第8条中「職員（会計年度任用職員を除く。）」を「職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」に改める。

(参 考)

## 主 な 内 容

### 1 会計年度任用職員の勤勉手当の追加に伴う所要の整理

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正により、会計年度任用職員に勤勉手当の支給が可能となったことから、新たに勤勉手当を支給するための規定を追加する等の改正を行う。

#### (1) 会計年度任用職員の勤勉手当の追加（第14の2及び第23条の2関係）

勤勉手当の支給月数は、常勤職員と同様に、年2.05月（6月分1.025月、12月分1.025月）とする。

#### (2) 会計年度任用職員の期末手当の改正（第14条及び第23条関係）

勤勉手当の支給に合わせ、期末手当の支給月数を常勤職員と同様の月数とする。

[改正前]      [改正後]

期末手当      年2.6月    ⇒    年2.45月（6月分1.225月、12月分1.225月）

#### (3) 育児休業中の勤勉手当の支給について会計年度任用職員も対象とする改正（附則第2項関係）

### 2 施行期日

令和6年4月1日

議案第75号

境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月13日 提出

境港市長 伊達憲太郎

## 境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

境港市国民健康保険税条例（昭和34年境港市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第22条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
  - (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
  - (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
  - (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
  - (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
  - (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
  - (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度

に属する月数を乗じて得た額

第23条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第23条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の境港市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



(参 考)

## 主 な 内 容

### 1 産前産後期間における国民健康保険税の減額（第22条、第23条の3関係）

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の施行に伴い、出産する予定又は出産した被保険者に係る国民健康保険税の所得割額及び均等割額について、出産の予定日又は出産の日の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月から出産予定月の翌々月までの4か月分（多胎の場合は、出産予定月の3か月前からの6か月分）を減額する。

### 2 施行期日

令和6年1月1日

議案第76号

境港市手数料条例の一部を改正する条例制定について

境港市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月13日 提出

境港市長 伊達憲太郎

## 境港市手数料条例の一部を改正する条例

境港市手数料条例（平成12年境港市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「受理の証明書の交付又は」を「受理の証明書の交付、」に、「事項の証明書の交付」を「事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」に改め、同条第7号中「供する事務」を「供する事務又は同法120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」に、「書類1件につき」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき」に改め、同条第8号中「第1項の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面」を「第1項、第120条の2第1項又は第126条の規定に基づく戸籍証明書」に改め、同条第9号中「第1項の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面」を「第1項、第120条の2第1項又は第126条の規定に基づく除籍証明書」に改め、第2条中第43号を第45号とし、第10号から第42号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

- (10) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この号及び次号において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） 戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円
- (11) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） 除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

(参 考)

## 主 な 内 容

### 1 戸籍法改正に伴う手数料の追加等（第2条関係）

戸籍法（昭和22年法律第224号）の一部改正に伴い、本籍地以外の市町村での戸籍謄本等の交付、オンライン上で行政手続きを行う際に利用可能な戸籍（除籍）電子証明書を提供するための戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行、及び届書等の画像情報の閲覧並びに証明書の発行が可能となったため、各種証明書交付等の手数料を追加する。

追加される事務	手数料	関係条文
届書等の画像情報の内容に関する証明書の交付	350円	第2条第6号
届書等の画像情報の内容の閲覧	350円	第2条第7号
本籍地以外の市町村での戸籍証明書の交付（広域交付）	450円	第2条第8号
本籍地以外の市町村での除籍証明書の交付（広域交付）	750円	第2条第9号
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	400円	第2条第10号
除籍電子証明書提供用識別符号の発行	700円	第2条第11号

### 2 施行期日

令和6年3月1日